

一般社団法人東昭自治会 第1期定期社員総会議事録

日時

令和5年8月26日(土) 13時30分～15時30分

場所

那須塩原市 大正堂くろいそみるひいホール(旧黒磯文化会館) 小ホール

出席者

出席者数 596名 <内訳> 会場出席者数:38名(理事・監事含む) 委任状出席者数:558名
※管理規約 第8条並びに第24条の規定により令和5年8月1日現在の正規社員数は1,309名。

理事数	9名	<内訳>	会場出席者数	8名 (欠席1名)
監事数	1名	<内訳>	会場出席者数	1名
招待者	1名	(野崎弁護士)		

(以下、議事概要)

注)議事録には、説明部分では議場でのスライド表示分と説明者の説明内容を併せて記載している。

また、審議部分では重複した質問や回答は要約し、本旨とは関係が無いと思われる部分や例え等は省略して記載している。

1. 定期社員総会の開催案内

総会進行役の福田専務理事より総会出席者に対して、定期社員総会の開催案内、野崎弁護士の紹介、および自己紹介を行い、法人化した後の初めての社員総会であり、自治会運営を建設的に審議できるようご理解、ご協力をお願いした。

その後、総会次第について、主催者代表挨拶、正副議長及び書記、議事録署名人の選出、第1から第4議案を個別上程、個別審議・採決を行うことを説明し、議案審議では、質疑応答の時間を多く取るよう、同じ社員による質問は避けるようお願いした。

2. 主催者代表挨拶

細田代表理事より総会出席者に対して、挨拶と総会出席のお礼を述べ、自己紹介、法人化の実現、及び本日の総会の主旨説明をした。

3. 総会成立報告

福田専務理事より総会出席者に対して、管理規約 第8条並びに第24条の規定により法人登記日の4月3日現在の正規社員数は1,309名であり、本日の社員総会出席者は、書面表決による出席者数が558名、会場の出席者数38名(理事・監事含む)、合計出席者は596名となり、管理規約で規定している1/5以上の社員が出席され本総会は適法に成立していると報告した。

4. 議長の選任

福田専務理事より、管理規約第21条に基づき理事会の承認を受け細田代表理事が本定期社員総会を招集し、管理規約第22条に基づき発起人である細田代表理事が議事進行役として議長を務めることについて異議が無いか総会出席者に確認し、出席者の承認を得て細田代表理事が議長に選任された。

5. 議長団選出

5-1. 副議長及び書記の選出

細田議長より、副会長の松川を副議長、理事の曾田を書記に指名し、総会出席者の承認を受けそれぞれ副議長、書記に選出された。

5-2. 議事録署名人2名の選出

細田議長より、本総会の議事録署名人を総会出席者から募ったが、立候補者がいなかったため議長より(箭松苑)深野様、(青木)佐藤様を指名し、総会出席者からの承認を得て議事録署名人に選出された。

6. 議事運営ルールの説明

細田議長より総会出席者に、議事運営ルール、議長の指示に従い、発言の指名をされた場合、分譲地名と氏名を言って発言すること、また、議事を妨害したり秩序を乱した場合は退場してもらうことがあることの説明をした。

7. 各議案の説明、審議、採決

※各議案は自治会だより1号に掲載している内容をスクリーンに投影し説明が行われた。

7-1. 第1号議案「理事・監事の選任」

7-1-1. 第1号議案の説明

細田議長より説明者に松川副議長を指名し、説明者から総会出席者に自己紹介を行った後、出席した理事(細田議長、福田専務理事以外)、監事が登壇し自己紹介をした。

氏名	分譲地	推薦役職
細田 宏	神明平	会長
福田 和久	箭松苑	副会長/専務理事
松川 哲夫	小深堀	副会長/企画理事
宮腰 洋一	青木	理事
原田 征雄	玉鳳台	理事 ※欠席
町田 稔	青木	理事
船木 敬蔵	玉取平	理事
曾田 道夫	青木	理事
熊谷 秀志	青木	理事(事務局長)
長谷川 浩司	青木	監事

7-1-2. 第1号議案の審議

細田議長より総会出席者に、再度審議についての注意事項が伝えられた。

第1号議案についての質問・意見はなかった。

秋鳳苑社員様より、全ての議案について審議が終わったのかとの質問があり、細田議長より、議案個別に審議・採決するとの回答があった。

7-1-3. 第1号議案の採決

細田議長より総会出席者に採決を行った。

第1号議案 賛成票:539名 < 出席者32名、書面表決による賛成者507名。>

反対票:6名 < 出席者1名、書面表決による反対者5名。>

以上の通り、第1号議案は出席者の過半数以上の多数をもって原案通り可決した。

7-2. 第2号議案「管理規約の改定」

7-2-1. 第2号議案の説明

細田議長より説明者に福田専務理事を指名し、説明者から議案について、重要な部分と追加・変更のあった部分に絞って説明した。また、管理規約の位置づけ、構成概要、定款との整合性がとられていること、呼称変更点(当会=当法人、会員=社員、監査役=監事)があることを説明した。

規約における追加・変更点がある条項についての説明事項:

- 第1章 総則(第1条～第6条)・・・東昭自治会の名称、所在地、目的、事業内容、社員に情報を知らせる方法について記載。

第1条 名称

追加) 一般社団法人

第2条 所在地

削除) 西岩崎232-438

第3条 目的

追加) 当法人は、権利能力なき社団として昭和50年に設立した『東昭自治会』の権利や義務、組織を継承し

第4条 事業・業務

追加) ④自治会に属する土地に隣接する

⑤土地所有者からの依頼により行う自治会に属する土地

- 第2章 社員(第7条～第16条)・・・社員資格の取得、権利、義務、会費と運用等について記載。

第8条 社員資格の取得

追加) 尚、旧東昭自治会会員(旧東昭自治会規約第7条第1による者及びその他旧東昭自治会会員として認められていた者)については令和4年9月に開催した会員総会議決により当法人社員に移行するものとする。

第12条 社員の権利

追加) 尚、既に施設維持権利人に加入している物件の譲渡時はこの権利を無償にて引き継ぐことができるものとする。

第14条 社員資格の停止

追加) ⑤町営水道引込分譲地において、定住・別荘会費等が3か月以上、自治会の許可なく納入されないとき。

第15条 会費 1項

変更) ①定住会員(水道施設利用可)・・・100,000円

②別荘会員(水道施設利用可)・・・100,000円

③土地会員(建物会員に変更時水道施設利用)・・・26,000円

6項

変更) 足利銀行黒磯支店 普通 口座番号 5547058番

- 第3章 社員総会(第17条～第25条)・・・社員総会の構成、決議事項、議長、議決権・方法、議事録について記載。

第17条 構成

追加) 社員総会はすべての社員をもって構成する。

第18条 社員総会の決議事項

追加) 社員の除名及び監事、定款の記載。

第24条 議決の方法

追加) 2) 監事の解任、 3) 定款の変更

- 第4章 役員(第26条～第34条)・・・役員を選任と解任方法及び任期、職務と権限、報酬、損害賠償責任について記載。

第26条 役員を設置

変更) 2. 代表理事を会長とし、複数名の業務執行理事をおく。

①代表理事:以下会長と呼ぶ 1名

②業務執行理事:以下専務理事と呼ぶ(副会長職兼務)1名、業務理事、企画理事は必要に応じて選任する。

第27条 役員を選任

変更) 理事及び監事は社員総会の議決により選任する。

2. 会長並びに業務執行理事(副会長職兼務)は理事会の決議により選任する。

第29条 監事の職務及び権限

追加) 1. 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

2. 監事はいつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

但し、会計監査は別途契約する税理士又は会計士に依頼することができる。

第30条 役員任期

追加) 2. 監事の任期は2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第32条 報酬等

追加) 代表理事並びに業務執行理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下報酬という)は社員総会の議決をもって定め、支給することができる。

- 第5章 役員(第35条～第38条)・・・理事会の開催・審議事項、日当等について記載。
今回の改正では大きな追加・変更はありません。

- 第6章 財産及び会計(第39条～第43条)・・・基本財産、事業年度、事業及び収支報告事項及び剰余金の分配について記載。

第39条 基本財産

追加) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として社員総会で議決した財産は、この法人の基本財産とする。

2) 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第43条 剰余金の分配

追加) この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 第7章 事務局(第44条～第49条)・・・事務局の設置、事務局長及びパトロール員、経理事務等の役割について記載。
今回の改正では追加・変更はありません。

- 第8章 定款の変更及び解散(第50条～第52条)・・・定款の変更、法人の解散、残余財産の帰属について記載。

第52条 残余財産の帰属

追加) 当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、第5条、第17条に掲げる法人、もしくは地方団体に贈与するものとする。

- 第9章 雑則(第53条～第55条)・・・罰則、建議、法令の準拠について。
今回の改正では大きな追加・変更はありません。

7-2-2. 第2号議案の審議

①質問(青木社員様)

青木では公道に面した土地で、自治会共有地の下を経由して公営の水道を引込み、建物が2軒建築中である。事務所に連絡すると、個人の所有地であり、仕方がないと言われ、また、共有地を市に寄付したと言われた。第4条 事業・業務の「④自治会に属する土地・・・」とは、どう意味か聞きたい。共有地は自治会で管理すべきではないのか。共有地の一部は私も1/500を所有しているはずである。

回答(細田議長)

共有地の不動産登記を自治会で行うため、我々の先輩達が法人化に取り組んだが、当時は法律的な壁が高く、実現できず、また権利関係が複雑になるために昭友管財を設立し、道路用地の所有権と共に、昭友管財に水道施設用地の所有権を形式上帰属させた。その後、共有地は自分のものと言いだした昭友管財に対して、自治会の安全・安心を確保するために、裁判による申立を行い、仮処分により、現在、共有地は昭友管財の自由にはできなくなっている。ようやく、法人化が成り、不動産登記ができる受皿ができた。今後はこのようなことには、ならないと考えている。

<総会后記>

・自治会に属する土地とは、共有地及び、社員が所有する土地の事を指します。従って、社員登録をしていない土地は自治会の管理外となります。
・質問者からの発言に、共有地を市に寄付したと言う発言がありましたが、そのような事実はありません。仮処分を行う以前に個人所有に変更されているようです。
共有地の一部は私も所有しているとの発言は、自治会では存じ上げておりませんので、回答できません。

②質問(秋鳳苑社員様)

土地を購入したときに払った「環境整備ご契約金」は何か教えて欲しい。これらが、規約の目的にある東昭自治会の権利や義務、組織を継承し、の中の基本財産であると思う。どのように継承されてきたのか、この辺が基本財産に連動していると思う。また、今回の法人化によって、より明確になり、喜んでいるし、感謝もしている。今後もこれらを整理して社員に説明していただきたい。

回答(細田議長)

環境整備費とは、道路と水道のための“環境整備一時金”であり、水道や道路を使用できる権利を買ったという事です。また、水道・道路を維持管理するために会費を払うことを契約しています。

③質問(りんどう湖村社員様)

12条の2で「施設維持権名義人証の権利は失わない」とあるが、売却したら権利は失い施設維持権名義人証は返還する(東昭自治会で回収する)のが筋ではないか。

回答(細田議長)
違います。

④質問(りんどう湖村社員様)

15条の4に関する質問で、町営水道を利用する社員は26,000円と書いてあるが、どういう人が該当し何名いるか。

回答(細田議長)

(「会費15条4.私有地に井戸を掘削し当法人管理の水道施設を利用しない場合、または市、町の水道を利用している社員については道路利用のみとして、土地社員と同額の26,000円を会費として徴収する」に関する質問であると判断し)

町営水道を直接引き込んだ社員が対象である。人数は調べないと判らない。

回答補足(福田専務理事)※第3号議案の説明の冒頭で回答

直接水道を引いている人、または井戸を掘った人は10名です。その方については、管理規約の第15条4項に記載してある、土地社員と同額の会費を頂くという規定で会費を頂いている。

⑤質問(りんどう湖村社員様)

自分は町営水道特別会費8万円と水道料金1㎡あたり250円を支払うよう通知がきた。町営水道特別会費の記載が規約にはない。規約には全て網羅しなくてはならないと思う。また、町営水道特別会費8万円と水道料金1㎡あたり250円の根拠を説明してもらいたい。

回答(細田議長)

町営水道特別会費は規約ではない。自治会ではこの方法をゴリ押しをしていない。質問者個人が選択し、選ばれたものである。

<総会后記>

・町営水道を自治会の水道施設に引込んだ工事は今回が初めてのケースであり、今回は規約では無く、社員との契約として、個人に選択していただいた。今後、この契約を明確にするために、管理規約に追加すべきかを、理事会で審議していくこととなります。理事会決議があれば、来年の総会において管理規約の改正提案を行うこととなります。

⑥質問(りんどう湖村社員様)

今回の規約の25条の議事録には、総会議事録の会員への周知の記載がない。前の規約の該当条文には会員への周知(SNS/掲示板/自治会だよりで)の記載があった。現在のホームページに掲載されている規約(Draft)には記載がない。

回答(細田議長、福田専務理事)

(公告)第6条にホームページ等の活用による情報伝達を記載している。管理規約は従来の規約を基にして今回の規約が作られている。今回の議事録も当然ホームページに載せます。

⑦質問(りんどう湖村社員様)

(前述⑥の連鎖質問)なんで議事録の所に記載していないのか。

回答(細田議長)

その件は回答済である。

※質問者1人の総会ではない、ご注意願いたいとの注意があった。

※りんどう湖村社員様には自席にて更に私語が発せられたため議長より注意があった。

<総会后記>

・議事録の開示記載について

総会議事録は、法人化に伴い、一般社団法人法 57 条に定める規定を遵守します。管理規約で公開方法についてまで規定する必要はないかと考えます。当然ながら、従来通り、ホームページにおいて公告します。

7-2-3. 第 2 号議案の採決

細田議長より総会出席者に採決を行った。

第 2 号議案 賛成票:535 名 <出席者 29 名、書面表決による賛成者 506 名>
反対票:15 名 <出席者 9 名、書面表決による反対者 6 名>

以上の通り、第 2 号議案は出席者の過半数以上の多数をもって原案通り可決した。

7-3. 第 3 号議案「48 期事業報告(案)、48 期収支決算報告(案)・48 期貸借対照表報告、監査報告」

細田議長より説明者として、48 期事業報告(案)・収支決算報告(案)・貸借対照表報告(案)については福田専務理事を、監査報告については長谷川監事を指名した。

7-3-1. 第 3 号議案の説明

(1)48 期 事業報告 (説明者) 福田専務理事

福田専務理事より総会出席者に、自治会だより 1 号の年間カレンダーに事業実績を道路修繕、水道修繕、その他に分け記載されているので確認頂くようお願いし、達成事業、未達成事業のトピックス、および次年度への反映事項について説明した。

●達成事業

水道修繕関係	実績/計画
⑦制御盤更新	1/3
⑧ポンプ更新	2/3
⑨漏水修理	16 力所
⑩抵抗値調査	24/24

道路関連・その他	実績/計画
①道路凸凹修繕	17/11
②側溝整備	2/1
③道路下草刈り	24/24
④除草剤散布	12/24
⑤枯葉清掃	24/24
⑥危険倒木撤去	11/突発時
⑬街路灯 LED 交換	11/故障時
⑭消火栓点検	24/24
⑮土地会員写真送付	869/767

●未達成事業

④除草剤散布	12件
⑦制御盤更新	2件
⑧ポンプ交換	1件
※仕切り弁交換	2件

●次年度への反映

- ・除草剤散布は職員の退職により事務局工数が不足した。パート職員増員により見直しを図る。
- ・ポンプ制御盤更新は材料の入手遅れが発生。設計の見直しを図る。
- ・未実施の計画は次年度に計画追加を行う。

(2)48期 収支報告 (説明者) 福田専務理事

福田専務理事より総会出席者に、48期収入、支出について概要とポイントを説明した。

【48期収入】

収入全体では計画比119%、95,850,306円。当期利益は1,901,039円。

1. 今期会費

- ・建物会員▲2%、土地会員▲5%の減少と推定して1,286名を正会員の基礎数値として算定したが、建物会員は売買による会員の入替りや新規会員、及び未納会員の復活で会員増になった。
- ・長期会費未納者への入金促進により成果を上げた。(67件・約930万円)

2. 特別会費

- ・土地会員の除草刈り費及び2名の新規会員加入金、町営水道個人負担金(384万円)を合わせ11,359,658円を計上した。

3. 雑収入

- ・修繕業者による工事ミスの修復費用(当会職員工賃)を雑収入として計上した。

4. 災害積立金累計

- ・48期末積立累計では60,999,628円となる。来期からは地震保険を基本として対応する。

【48期支出】

支出全体では計画比104%で93,949,167円。当期利益は1,901,139円。

●計画比マイナス要因

1. 職員及び役員給与(計画比77%)

- ・正規職員1名退社、パート職員を増員し業務対応を実施。
- ・今後、自治会の将来を考える上で、人材育成に投資する必要あり。

2. 厚生、退職金、法定福利費、社会保険料(計画比74%)

- ・正規職員1名退社に伴い、社会保険料が減少。

3. 一般経費/燃料費等(計画比81%)

- ・ガソリン代価格高騰を予測したが比較的安定した価格で推移。

●計画比プラス要因

1. 道路・水道修繕費(計画比147%)

- ・町営水道工事、追加井戸ボーリング工事費の高騰及び予備ポンプの追加購入等。

2. 管理諸費(計画比103%)

- ・税理士事務所システムレンタル料金増額。

3. 賃借料(計画比102%)

- ・リコー事務用品リース料の値上げ。

(3)48 期 貸借対照表報告 (説明者) 福田専務理事

福田専務理事より総会出席者に、48 期貸借対照表(令和 5 年 3 月 31 日付)について概要とポイントを説明した。

[資産の部]

流動資産では、現金預金 96,315,372 円、4 月時期ずれの未収会費、貯蔵品等を合計し流動資産合計は 101,718,000 円。

固定資産は、建物、保証金の合計が 3,290,844 円となり、資産合計では 105,008,844 円。

[負債の部]

流動負債では、3 月実績で 4 月払いの未払金、会費の前受金、源泉所得税の預かり金等の合計が 5,177,521 円。

固定負債は、災害積立金の 60,999,628 円として、38,831,699 円が正味財産となります。

負債・正味財産合計では 105,008,844 円となり左右のバランスが取れている。

(4)監査報告 (説明者) 長谷川監事

長谷川監事より総会出席者に、監査報告書の報告をした。

【監査報告書】

東昭自治会の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 48 期事業年度の計算書類およびその付属明細について監査を行った結果、法令に準拠し適正に表示されていると認めたので報告します。

2023 年 5 月 27 日

東昭自治会 48 期 監査役 長谷川 浩司

7-3-2. 第 3 号議案の審議

①質問(りんどう湖村社員様)

毎期とも修繕費の予算・実算が違うのに、最終的な報告で辻褄があっているのが感心する。

監事への質問で、工事毎に相見積りが取られていることを確認しているか。チェックはしているか。

回答(長谷川監事)

確認している。チェックをしている。

7-3-3. 第 3 号議案の採決

細田議長より総会出席者に採決を行った。

第 3 号議案 賛成票:543 名 <出席者 35 名、書面表決による賛成者 508 名>

反対票:4 名 <出席者 0 名、書面表決による反対者 4 名>

以上の通り、第 3 号議案は出席者の過半数以上の多数をもって原案通り可決した。

7-4. 第 4 号議案「1 期事業計画(案)、1 期収支計画(案)」

細田議長より説明者に福田専務理事を指名し、説明者より議案内容を説明した。

7-4-1. 第 4 号議案の説明

(1)1 期 事業計画(案)

1 期の事業計画(案)について、以下の通り説明した。

基本的に以下3点を柱として計画している。

- ・環境保全(会員全員対象事業)
- ・事後保全(緊急を要する事業)
- ・予防保全(計画的に行う事業)

事業全体 計画: 2,418万円

●環境保全(全分譲地対象事業) 計画: 750万円

1. 側道約1mの下刈り
2. 道路枯葉清掃
3. 除草剤作業
4. 土地会員向け下刈り促進
5. 消火栓の点検
6. 土地会員への現況写真報告
7. 道路にはみだした樹木の枝切り

●事後保全(突発/緊急を要する事業) 計画: 600万円

1. 予備ポンプ、備品の購入
2. 舗装道及び砂利道補修
3. 危険倒木の対応
4. 街路灯蛍光管玉切れ交換
5. 街路灯器具破損時LED交換
6. 漏水箇所の修理と修理後の舗装
7. 側溝修繕(神明平・玉鳳台)

●予防保全(計画的に行う事業) 計画: 1,068万円

1. 配水槽清掃(青木、神明平、玉鳳台)
2. 分譲地内仕切弁交換(青木、神明平、玉取平)
3. ポンプ劣化調査(全分譲地)
4. ポンプ交換(新野鳥苑、おおとり苑、箭松苑)
5. 制御盤交換(清溪苑、緑の郷)
6. 配水設備凍結防止対策 ※下期に予算化し別途計画策定
7. 玉鳳台送水管敷設替え ※下期に予算化し別途計画策定

(2)1期 収支計画(案)

1期の収支計画(案)について、以下の通り説明した。

【1期収入】

1. 今期会費
 - ・定住者:271名、別荘:317名、土地:721名を正社員の基礎数字とした。
 - ・建物社員数を▲1%、土地社員数を▲5%の減少と予測し会費総額を87,378,700円で計画した。
 - 尚、昨年同様に長期に亘り、理由なき未納社員には訴訟による会費請求を実施する。
2. 特別会費
 - ・土地社員の下草刈り費用として540万円、前期までの未入金会費100万円で計画した。

3. 災害積立金

- ・前期末累計では 60,999,628 円となった為、前期をもって一時中止とする。
今後、災害時の対応は損害賠償保険(地震保険)を基本として対応していく。

【1 期支出】

支出合計 86,152,944 円として計画。当期利益は約 120 万円とした。

経費プラス要因:

1. 動力費は、電気料金の値上げに伴い 30%の増額とした。
2. 道路・水道修繕費は、年間事業計画に基づき計画。
3. 職員給与は、人材育成のため人件費は下期より正規職員1名増員で計画。
4. 一般経費は、社会的な値上げ基調を考慮して5~20%程度の増額とした。
車両修理、街路灯修理、蛍光灯交換、倒木対策等も増額を図る。

経費マイナス要因:

1. 会費振込手数料の振込人負担による雑費は 12%減とした。
2. 管理諸費は10%減とした。
3. 町営水道化により2か所の水質検査料を削減した。
その他、水道施設の電気代、濾材交換等の費用が削減できる見込みである。

7-4-2. 第4号議案の審議

①質問(りんどう湖村社員様)

予算の中で、町への水道料金の支払いはどの項目か。
管理諸費が 330 万円とあるが、管理諸費とはどのような項目か。

回答(福田専務理事)

水道料金の支払いは、今期 300 万円程度を予定しており、一般経費の中で支払いを行う。
その原資は専用水道の停止に伴い、水質検査費、電気代、濾材交換費(1年 100 万円)で賄う
計画である。
管理諸費とは、“士”が付く人への費用で、税理士、弁護士、社労士の顧問料及び手数料である。

②質問(りんどう湖村社員様)

(前述①の管理諸費の関連質問)
管理規約に記載されていない。

回答(福田専務理事)

毎期、自治会だより、総会で報告し、承認されている。

③質問(りんどう湖村社員様)

(前述①②の管理諸費の関連質問)
規約に記載すべきではないか。

回答(細田議長)

ご意見は承ります。

<総会后記>

・詳細科目の管理規約規定について

自治会は、法人化に伴い、法人税法22条4項に規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に準拠して、会計処理を税理士により行っています。したがって、規約において会計基準の細則を規定する必要はないと考えています。

7-4-3. 第4号議案の採決

細田議長より総会出席者に採決を行った。

第4号議案 賛成票:539名 <出席者31名、書面表決による賛成者508名>

反対票:5名 <出席者1名、書面表決による反対者4名>

以上の通り、第4号議案は出席者の過半数以上の多数をもって原案通り可決した。

8. 議長の解任

細田議長より総会出席者に、定期総会の全議案審議を終了し、出席者からのご意見、ご協力に感謝を述べ、議長の任を解かさせて頂くことを宣言した。


この後、りんどう湖村社員(女性)様より、初めて総会に出席した。きちんと運営されていることが判り、安心した。今後とも宜しくお願ひしたい。また、理事に女性がいないので選んでいただきたいとのご意見があり、細田議長より、ぜひ女性に理事会に入って頂きたく、オブザーバーからでも参加頂きたいと考えている、と回答した。

9. 閉会の辞


松川副議長より総会出席者に感謝を述べ閉会の挨拶を行い、第1期定期社員総会を閉会した。

以上

<議事録署名>

議長(東昭自治会会長) 細田 宏 

議事録署名人 深野 裕樹 
(箭松苑)

議事録署名人 佐藤 元広 
(青木)